

# 社会福祉法人同仁会給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人同仁会就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 職員手当

ア 管理職手当

イ 役職手当

ウ 業務手当

エ 直接処遇手当

オ 地域手当

カ 扶養手当

キ 住宅手当

ク 通勤手当

ケ 超過勤務手当

コ 夜間勤務手当

サ 宿直勤務手当

シ 日勤手当

(ア) 日曜日勤務手当

(イ) 祝日勤務手当

(ウ) 年未年始勤務手当

(エ) 早番勤務手当

(オ) 遅番勤務手当

(カ) マイクロバス運転手当

ス 期末手当

セ 勤勉手当

ソ 単身赴任手当

タ 調整手当

チ 一時金

2 前項のうち、本俸、業務手当及び扶養手当を基準賃金（以下同じ。）とする。

(本俸表)

第3条 本俸表は、福祉職等俸給表（別表1）、医療職俸給表(一)（別表2）及び医療職俸給表(二)（別表3）のとおりとし、適用する職員は、下表のとおりとする。

俸給表の種類	適用する職員
福祉職等俸給表	医師、看護師以外の職員
医療職俸給表(一)	医師
医療職俸給表(二)	看護師

(本俸表適用範囲)

第4条 本俸表は、通常の勤務日において8時間勤務する職員に適用する。

2 理事長が必要と認める場合は、通常の勤務日において7時間勤務する職員を含めることができる。

3 前項の規定の適用を受ける職員の本俸月額その他の手当の支給額は、理事長が別に定める基準に基づき、職員毎に決定する。

(初任給決定の基準)

第5条 再雇用職員を除く本俸表を適用する職員(以下「常勤職員」という。)の本俸は、職員の資格及び経験等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき、辞令により通知する。

2 本俸表を適用しない職員(以下「日給等職員」という。)の賃金及び諸手当の額は、職員の資格、経験及び勤務内容等を勘案して、理事長が別に定める基準に基づき決定し、雇用通知書により通知する。

(昇給の基準)

第5条の2 昇給は、定期昇給、昇格に伴う昇給、渡り及び特別昇給とする。

2 昇給は、4月1日(以下「昇給日」という。)に実施する。ただし、別に定めがある場合又は理事長が必要と認めた場合は、昇給日以外の日に実施することができる。

3 定期昇給は、常勤職員が現に受けている本俸の号給を受けるに至ったときから、その号給について12か月の期間を良好な成績で勤務したときは、2号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、12か月の間に降格、出勤停止又は減給の懲戒を受けた者並びに昇給日に休職、療養休暇、育児休業、介護休業及び産前産後休暇(以下「休職等」という。)中のもものは昇給しない。

4 第2項の規定にかかわらず、休職等から復職した常勤職員の定期昇給は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超える場合は、復職した日に2号給上位の号給に昇給させる。この場合、次期昇給日は、復職した日から6月以上経過した日の直近の昇給日とする。

5 休職等に入る前に受けていた号給の開始日から復職した日の前日までの期間から休職等の期間を差し引いた期間が6月以下の場合は、休職等に入る前に受けていた号給の開始日から休職等の期間を差し引いた期間が6月を超えるの日の直近の昇給日に2号給上位の号給に昇給させる。

6 第3項の規定にかかわらず、人事考課の結果を反映させるため、理事長は別に定める基準に基づき、2号給の昇給以外に、定期昇給停止、1号給の昇給、3号給の昇給又は4号給の昇給とすることができる。ただし、前段規定を適用した場合において、適用した日から5年間については理事長が別に定める基準において、昇級のランクを同じくする人事考課の結果の場合は、前段の規定を適用しない。

7 満60歳を超える常勤職員は、前3項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日以後は定期昇給しない。

8 昇格に伴う昇給とは、上位の職層に変更するとともに、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいう。この場合、理事長が必要と認めたときは特別昇給を合わせて行うことができる。

9 渡りとは、職層を変更することなく、直近上位の等級において同額又は直近上位の号給に決定することをいい、次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。この場合、第6項及び第11項の規定は適用しない。

(1) 別に定める資格を取得したとき

(2) 命令により資格取得した場合で理事長が認めるとき

- (3) 人事考課の結果が特に良好であるとき
- (4) 他の職員との均衡上必要と認めるとき
- (5) その他理事長が必要と認めたとき

10 渡りは、1回限りとする。

11 特別昇給は、既に前項の規定に基づく渡りの適用を受けた者が、前項各号（第3号を除く。）に該当する場合並びに次の各号に掲げる一に該当するときは理事長が別に定める基準に基づき実施することができる。

- (1) 就業規則第10条及び第11条に規定する定年退職又は勸奨退職するとき
- (2) 就業規則第15条に規定する一般退職する場合で、前項の規定に基づき定期昇給がなかった期間があるとき
- (3) 調理員が調理師資格を取得したとき
- (4) 命令により異動したとき
- (5) その他理事長が必要と認めたとき

12 昇格に伴う昇給又は渡りを定期昇給と合わせて実施する場合は、定期昇給させる前の本俸により直近上位の等級の号給を決定し、その号給から定期昇給させるものとする。

13 昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(降給の基準)

第5条の3 降格に伴い降給する場合は、現に受けている本俸の等級から直近下位の等級において同額又は直近下位の号給に決定する。

2 降格に伴う降給と定期昇給を合わせて行う場合は、前項の規定により決定した等級の号給から昇給させるものとする。

(給与の支払)

第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当及び調整手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。

2 月の途中の退職、採用又は休職等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、単身赴任手当及び調整手当（次項において「本俸等」という。）については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。

3 育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等により勤務しない時間がある月若しくは勤務しない日と勤務しない時間がある月の俸給等は、それぞれの月額を170で除した額に勤務しない時間を乗じた額をそれぞれの月額から減じた金額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り捨てる。

4 職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の末までの給与を支給する。

(管理職手当)

第7条 就業規則第3条第3項に掲げる参事、副参事及び参事補に、次に掲げる管理職手当を支給する。

- (1) 参事(理事長を兼務する者) 月額90,000円

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (2) 参事(常務理事を兼務する者) | 月額80,000円 |
| (3) 参事             | 月額70,000円 |
| (4) 副参事            | 月額60,000円 |
| (5) 参事補            | 月額50,000円 |
- (役職手当)

第8条 社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）に規定する次表の左欄に掲げる特定職を命じられた職員に右欄に掲げる役職手当を支給する。ただし、管理職員には支給しない。

特定職		役職手当月額
主 任		30,000円
グループ長		20,000円
副グループ長		10,000円
家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員 里親リクルーター	社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者	25,000円
	それ以外の者	20,000円
	主任、グループ長又は副グループ長が兼務する場合	10,000円
リスクマネージャー		10,000円
基幹的職員		5,000円

- 2 前項に掲げる特定職を同一職員が複数兼ねる場合の役職手当月額の額は、それぞれの役職手当月額の合計額とする。ただし、合計額の上限は、45,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる主任がグループ長を兼ねる場合は、グループ長に係る役職手当は支給しない。
- (業務手当)

第9条 業務手当は、常勤職員のうち組織及び管理規則第5条に規定する直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という。）、栄養士及び調理師資格を持ち調理業務に従事する調理員等に支給する。ただし、20,000円を上限とする。

- 2 業務手当の額は、次の各号に掲げる計算式により支給する。
- (1) 入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターに勤務する職員
- $$2,000円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$$
- (2) 前号以外の施設に勤務又は事業に従事する職員
- $$500円 + (毎年4月1日現在における勤続年数) \times 500円$$
- 3 業務手当は、管理職員、日給等職員及び本俸表を適用しない再雇用者には支給しない。
- 4 本俸表を適用する再雇用者の業務手当は、第2項第1号に規定する施設に勤務する者は2,000円、第2号に規定する施設勤務又は事業従事する者は500円とする。
- 5 年度の途中採用、休職等又は育児短時間勤務等により勤務をしない日又は時間がある場合は、勤務をしなかった日又は時間を前項の毎年4月1日現在における勤続年数から除算する。
- 6 前項の規定により第1項の毎年4月1日現在における勤続年数に端数がある場合は、その端数が6月を超えるときは1年とする。
- 7 第2項第1号に規定する施設と第2号に規定する施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて計算した額の

合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

- 8 前項において、年次有給休暇がを取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(直接処遇手当)

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）、児童家庭支援センター及び発達障害者支援センターの常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、次の表の左欄に掲げる施設に勤務する職員に右欄に掲げる率を本俸に掛けた金額を支給する。

勤務施設	地域手当率
水戸市内の施設	3%
つくば市内の施設	5%

- 2 地域手当が支給されない施設と地域手当が支給される施設又は地域手当率の異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて前項の規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。

- 3 前項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、日給等職員を除く。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、社会福祉法人同仁会定款施行細則別表1に規定する専決権者（以下「専決者」という。）の認定を受けた者をいう。ただし、5人を限度とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 父母及び祖父母並びに同居の義父母及び同居の義祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 次に掲げる者は、扶養手当支給対象の扶養親族に含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額120万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

- 4 扶養手当の月額額は、次のとおりとする。

区 分		扶養手当月額	備 考
配偶者がある場合	配偶者	15,500円	扶養親族の子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の
	子、父母等2人目まで	5,500円	
	子、父母等3人目から	2,000円	
配偶者がいない場合	子、父母等1人目	11,000円	3月31日までの間は1人につき、2,500円を加算する。
	子、父母等2人目	3,500円	
	子、父母等3人目から	2,000円	

- 5 扶養手当の支給を受けようとする者は、別に定める扶養手当申請書に扶養親族を証明する書類を添付して専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに扶養の要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、扶養の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。

（住宅手当）

第12条 住宅手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、日給等職員を除く。

- (1) 家族（配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とともに居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である職員。ただし、配偶者その他の家族が住宅手当及びこれに相当する手当が支給されている場合は、支給しない。
  - (2) 自らが居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている世帯主である単身職員のうち次の者
    - ア 高萩市内の施設等に勤務し、高萩市内に居住する職員。ただし、勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。
    - イ 内原同仁会子どもセンター及びつくば同仁会子どもセンターに勤務し、勤務施設から通勤距離が15Km以内の区域に居住する職員。ただし、勤務地から15Km以内に自宅（親元等）のある者を除く。
  - (3) 家族以外の者と同居し、家賃の全部又は一部を支払う前2号の規定に準ずる職員
  - (4) 前2号以外で、理事長がやむを得ない特別の事由があると認める職員
- 2 住宅手当の月額額は、次のとおりとする。

区 分		住宅手当月額
借家等	21,000円以下の家賃	支払っている家賃の額
	21,000円を超える家賃	次の計算式により算定した額。ただし、34,000円を上限とする。 $21,000円 + (家賃 - 21,000円) \times 1/2$

- 3 前項の家賃には、共益費、駐車場料金等を含まないものとする。
- 4 住宅手当の支給を受けようとする者は、別に定める住宅手当申請書に賃貸借契約書及び住民票記載事項証明書を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 5 住宅手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、4月1日採用予定者が、採用予定日の前月に事前研修のため転居後に10日以上出勤したときは、第1項第2号の規定による住宅手当を支給する。この場合、第4項の規定を準用する。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、自宅と勤務先の間を徒歩で通勤したと仮定した場合において2 km以上の距離があり、かつ2 km以上の区間で交通機関、自転車、バイク又は自家用自動車を利用して通勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、日給等職員の通勤手当の額は、勤務の態様及び通勤用具等に応じ、職員毎に理事長が定め、雇用通知書により通知する。

区 分	通勤手当月額
交通機関利用	定期利用の1か月料金の額
自転車、バイク(100cc未満)利用	片道1 kmにつき 300円
バイク(100cc以上)、自家用自動車利用	片道1 kmにつき 600円
高速自動車道路等の利用料金	通勤21回分の利用料金の1/2の額

- 2 前項の通勤距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。
- 3 通勤手当に係る通勤距離は片道の距離とし、1 km未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとする者は、別に定める通勤手当申請書に交通機関利用者は1か月の定期券の写しを、バイク又は自家用自動車利用者は対人賠償責任保険証書（対人賠償額が無制限のものに限る。）を添えて専決者に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 高速自動車国道等の有料の道路を利用できる者は、片道の通勤距離が40Km以上あり、かつ、当該道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離と比して、10Kmを超えて通勤距離が長くない者とする。
- 6 通勤手当の支給は、新たに職員になった日又は新たに要件が生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 通勤手当の額が異なる施設を兼務する場合は、週ごとに勤務日数が決められているときはその日数の割合に応じて計算した合計額を支給し、週ごとに決められていないときは1か月の勤務を要する日数のうち、勤務した日数に応じて第1項から前項までの規定に基づき計算した額の合計額を支給する。この場合、合計額に円未満の端数がある場合は切り上げる。
- 8 前項において、交通機関を利用する場合は、通常の往復乗車料金に割り振られた勤務日数を乗じた金額とする。
- 9 第6項において、年次有給休暇を取得した場合は、あらかじめ勤務を割り振られた施設に勤務したものとみなす。

（超勤手当）

第14条 超勤手当は、所定労働時間を超えて勤務命令を受け勤務した職員に対し、次の計算により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げるものとする。

(1) 公休日以外の場合

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.25 \times \text{時間数}$$

(2) 公休日以外の場合(22:00から翌日6:00までの間)

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.50 \times \text{時間数}$$

(3) 公休日（代休日を与えない場合）の場合

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.35 \times \text{時間数}$$

(4) 公休日の場合（代休日を与えない場合で22:00から翌日6:00までの間）

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 1.60 \times \text{時間数}$$

(5) 公休日（代休日を与えた場合）

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

(6) 公休日（代休日を与えた場合で22:00から翌日6:00までの間）

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 0.60 \times \text{時間数}$$

2 超勤手当は、管理職員には支給しない。

（夜勤手当）

第15条 夜勤手当は、午後10時から午前6時までの間に勤務した職員に対し、次の計算により支給する。ただし、円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{基準賃金}}{170} \times 0.35 \times \text{時間数}$$

2 前項の計算により算出した金額が、下表による勤務時間区分毎の金額に満たない場合は、下表の金額を支給する。

勤務時間区分	夜勤手当額
午後10時から午前0時までの間勤務	1勤務につき 2,000円
午前0時から午前6時までの間勤務	1勤務につき 4,000円

（宿直手当）

第16条 宿直手当は、宿直勤務をした職員に対し、下表により支給する。

宿直区分	宿直手当額
業務宿直	1宿直につき 7,600円
管理宿直	1宿直につき 6,000円

（日勤手当）

第17条 日勤手当は、日曜日、祝日等に出勤する職員に対し、次のとおり支給する。ただし、早番勤務手当及び遅番勤務手当は、超勤手当の対象となる勤務並びに宿直勤務及び夜勤勤務を行う者には支給しない。

区分	勤務内容	手当額(1勤務当たり)
日曜日勤務手当	日曜日に勤務	800円
祝日勤務手当	祝日に勤務	800円
年末年始勤務手当	12月30日から翌年1月3日までに出勤	800円
早番勤務手当	午前6時から午前8時までの間勤務	300円
遅番勤務手当	午後6時から午後10時までの間勤務	300円
マイクロバス 運転手当	利用者を乗せる目的で1日に20km以上50km未満の運転	800円
	利用者を乗せる目的で1日に50km以上100km未満の運転	1,600円
	利用者を乗せる目的で1日に100km以上の運転	2,400円

2 早番勤務と遅番勤務を同一の日において行った場合は、800円を加算する。

3 日曜日勤務手当、祝日勤務手当及び年末年始勤務手当は、重複して支給しない。

4 日勤手当は、管理職員には支給しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している職員に対して支給する。ただし、日給等職員には支給しない。

2 期末手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

基準賃金×支給率×支給割合

3 期末手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研修員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日
研修員以外の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.200	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.350	12月10日

4 期末手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6月1日	0	0
	3か月未満	30/100
	3か月以上～5か月未満	60/100
12月1日	5か月以上～6か月未満	80/100
	6か月	100/100

5 減給(就業規則第49条第16号に該当する場合を除く。)、勤務停止、休職、療養休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、生理休暇及び特別休暇の期間は、前項の計算期間において勤務しなかった日として取り扱う。

6 期末手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職している職員に対して支給する。ただし、日給等職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、基準日毎に次の計算式により算定する。

(基準賃金+管理職手当)×支給率×支給割合

3 勤勉手当の計算期間、支給率及び支給日は、次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.95	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

4 勤勉手当の支給割合は、次のとおりとする。

基準日	計算期間内における勤務期間	支給割合
6月1日	0	0
	15日未満	5/100
	15日以上～1か月未満	10/100
	1か月以上～1か月15日未満	15/100
	1か月15日以上～2か月未満	20/100
	2か月以上～2か月15日未満	30/100
	2か月15日以上～3か月未満	40/100
12月1日	3か月以上～3か月15日未満	50/100

	3か月15日以上～4か月未満	60/100
	4か月以上～4か月15日未満	70/100
	4か月15日以上～5か月未満	80/100
	5か月以上～5か月15日未満	90/100
	5か月15日以上～6か月未満	95/100
	6か月	100/100

- 5 勤勉手当の支給については、前条第5項を準用する。
- 6 計算期間内に降格、出勤停止又は減給の懲戒（就業規則第49条第16号に該当する場合を除く。）を受けた職員には、勤勉手当は支給しない。
- 7 勤勉手当の額に円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

（単身赴任手当）

第20条 施設等を異にする異動に伴い、異動する直近の住居から異動後の施設等に通勤した場合に60Km以上となる職員で、第12条第1項に規定する住居手当支給対象地域に住居を移転し、次の各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居して生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、異動に伴い配偶者が転居する場合において、配偶者が転居した住宅から異動後の施設等に通勤した場合に60Km未満となるときは単身赴任手当の支給対象としない。

- (1) 配偶者が、配偶者の父母又は同居の親族を介護するとき
  - (2) 配偶者が学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育するとき
  - (3) 配偶者が引き続き就業するとき
  - (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が認める住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住するとき
  - (5) その他理事長が配偶者が職員と同居できないと認めるとき
- 2 単身赴任手当の月額、次のとおりとする。

区 分		単身赴任手当月額
異動前の住居と異動後の住居の距離	60Km以上100Km未満	30,000円
	100Km以上	38,000円

- 3 単身赴任手当の支給を受けようとする者は、別に定める単身赴任手当申請書に支給の根拠を証明する書類を添えて専決者に届け出て、承認を受けなければならない。
- 4 単身赴任手当の支給は、新たに要件が生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日の場合は、その日の属する月）から開始し、要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日の場合は、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、前項の届出が要件の生じた日から15日を経過した後に行われた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、その月の属する月）から行うものとする。

（調整手当）

第20条の2 調整手当は、国の処遇改善施策に対応するため、週当たり30時間以上勤務する職員に次のとおり支給する。ただし、保育園及び幼稚園に勤務する事務員以外の職員を除く。

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	3,000円
週30～39時間勤務職員	2,250円

- 2 本俸月額、業務手当、直接処遇手当、地域手当及び前項に規定する調整手当を合計した金

額が最低賃金を下回る場合は、最低賃金額との差額を調整手当として支給する。

(一時金)

第21条 理事長が常任役員会に諮って適当と認める場合は、次の各号に掲げる一時金を支給することができる。

- (1) 日給等職員のうち所定労働時間が20時間以上の職員に対して、雇用通知書により通知する金額。支給日は期末手当支給日とする。
- (2) 国等の政策に基づき支給する金額等臨時に支給することが必要となった金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (3) 感染症拡大防止対策または大規模災害対策等により、事業継続に要する経費として職員の負担軽減を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (4) 職員間の均衡を図るために必要と認める金額。支給金額及び支給日は理事長が別に指定する。
- (5) 次の計算により算定する一般退職する職員の退職時における取得していない年次有給休暇の金銭的保障金額。この場合、退職する年度に付与する年次有給休暇の時間数に時間未満の数がある場合は1時間に切り上げし、退職時の本俸月額を時間給にする場合に円未満の数がある場合は1円に切り上げるものとし、その数が負の場合は支給しない。支給日は第6条第1項の規定に準ずるものとする。

$$\left[ \frac{\text{退職する年度の勤務日数} + \text{公休日数}}{365 \text{日 (うるう年は366日)}} \times \text{退職する年度に付与された年次有給休暇時間数} + \left[ \text{前年度から繰り越した年次有給時間数} - \text{退職する年度取に得た年次有給時間数} \right] \times \frac{\text{退職時の本俸月額}}{170} \right]$$

(給与の支払方法)

第22条 給与は、法人が指定する金融機関の店舗において職員が指定する2つまでの口座に全額を送金する。ただし、職員が現金支給を希望し理事長が認めた場合は、現金で支給することができる。

2 前項に規定する口座は、職員名義のものでなければならない。

(給与からの控除)

第23条 次に掲げるものは、必要に応じて給与から支払時に控除する。ただし、法定外控除については職員の過半数を代表する者と協定する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) 介護保険料
- (7) 給食費、互助会費その他の法定外控除

(休業手当)

第24条 職員が業務上の負傷又は疾病により休業した場合は、休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の60%を支給する。

(財政理由による給与の減額)

第25条 給与支給の財源の減少により、この規則に基づく給与の支払いのための財源が法人全体で不足となり又は不足が見込まれ、かつ当該年度を含めた3年間において収支均衡が見込

めないときは、給与を減額する。

2 減額は、次の各号の順に行う。

(1) 3年以上勤務している職員の昇給の減額又は停止

(2) 基準賃金、管理職手当及び役職手当の減額

(委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日に在籍していた職員において、平成10年4月1日における給与規則の規定に基づき算定した業務手当額とこの規則に基づき算定した業務手当額とを比較し、この規則に基づき算定した額が下まわる場合は、平成20年3月31日までの間、本俸にその差額（100円未満は切上げ）を加算する。

3 この規則の施行日に満55歳を超える職員は、第5条第7項において満55歳と見なす。

4 日給等職員がこの規則の施行日前に支給されていた扶養手当、住宅手当及び皆勤手当については、平成26年3月31日までの間、同一条件で雇用継続する場合に限り、各手当相当額を支給する。

5 昭和58年4月1日施行の給与規則は、廃止する。

付 則

この規則は、平成17年5月28日から施行する。

付 則

1 第16条第1項のマイクロバス運転手当支給に係る勤務内容は、平成17年4月1日から適用する。

2 第18条第3項の規定は、平成18年度から適用し、平成17年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.75	12月10日

付 則

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

2 第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成20年度から適用し、平成19年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.725	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.775	12月10日

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年3月28日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条第7項において、この規則の施行日に満60歳を超えている常勤職員は満60歳とみなす。

付 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 第17条第3項に規定する期末手当支給率及び第18条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成23年度から適用し、平成22年度は次表のとおりとする。

(1) 期末手当支給率

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.65	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.7	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.25	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.35	12月10日

(2) 勤勉手当支給率

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.7	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.65	12月10日

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成23年10月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの間は、第13条に規定する22:00 から翌日6:00までの超勤手当の支給率は、改正前の規則第13条に規定する超勤手当の支給率と第14条第1項に規定する夜勤手当の支給率を合計したものとする。

付 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成27年度から適用し、平成26年度は次のとお

りとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.675	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日

付 則

- この規則は、平成27年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成28年度から適用し、平成27年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.75	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.85	12月10日

付 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の2第5項の規定のうち定期昇給停止及び1号給の昇給は、平成30年4月1日から実施する。
- 改正前の俸給表の等級と改正後の俸給表の等級の切り替えは次表のとおりとする。

俸給表	旧等級	新等級
福祉職等 俸給表	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級
	8等級	8等級
医療職俸給表 (一)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
医療職俸給表 (二)	1等級	1等級
	2等級	2等級
	3等級	3等級
	4等級	4等級
	5等級	5等級
	6等級	6等級
	7等級	7等級

- 改正前の俸給表の号給と改正後の俸給表の号給の切り替えは次表のとおりとする。ただし、福祉職等俸給表5等級から8等級、医療職俸給表(一)5等級、医療職俸給表(二)5等級から7等級の職員の号給の決定は、職員ごとに理事長が行う。

(1) 福祉職等俸給表適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1等級	2等級	3等級	4等級

1	1	3	11	7
2	3	5	13	9
3	5	7	15	11
4	7	9	17	13
5	9	11	19	15
6	11	13	21	17
7	13	15	23	19
8	15	17	25	21
9	17	19	27	23
10	19	21	29	25
11	21	23	31	27
12	23	25	33	29
13	25	27	35	31
14	27	29	37	33
15	29	31	39	35
16	31	33	41	37
17	33	35	43	39
18	35	37	45	41
19	37	39	47	43
20	39	41	49	45
21	41	43	51	47
22	43	45	53	49
23	45	47	55	51
24	47	49	57	53
25	49	51	59	55
26	51	53	61	57
27	53	55	63	59
28	55	57	65	61
29	57	59	67	63
30	59	61	69	65
31	61	63	71	67
32	63	65	73	69
33	65	67	75	71
34	67	69	77	73
35	69	71	79	75
36	71	73	81	77
37	73	75	83	79
38	75	77	85	81
39	77	79	87	83
40	79	81	89	85
41	81	83		87
42	83	85		89

43	85	87		
44	87	89		
45	89			

(2) 医療職俸給表(一)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59
31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71

37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

(3) 医療職俸給表(二)適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1
2	3	3	3	3
3	5	5	5	5
4	7	7	7	7
5	9	9	9	9
6	11	11	11	11
7	13	13	13	13
8	15	15	15	15
9	17	17	17	17
10	19	19	19	19
11	21	21	21	21
12	23	23	23	23
13	25	25	25	25
14	27	27	27	27
15	29	29	29	29
16	31	31	31	31
17	33	33	33	33
18	35	35	35	35
19	37	37	37	37
20	39	39	39	39
21	41	41	41	41
22	43	43	43	43
23	45	45	45	45
24	47	47	47	47
25	49	49	49	49
26	51	51	51	51
27	53	53	53	53
28	55	55	55	55
29	57	57	57	57
30	59	59	59	59

31	61	61	61	61
32	63	63	63	63
33	65	65	65	65
34	67	67	67	67
35	69	69	69	69
36	71	71	71	71
37	73	73	73	73
38	75	75	75	75
39	77	77	77	77
40	79	79	79	79
41	81	81	81	81
42	83	83	83	83
43	85	85	85	85
44	87	87	87	87
45	89	89	89	89

- 4 この規則の施行日の前日に在職する職員で引き続き勤務する職員のうち、この規則の規定に基づき支給される平成28年4月分の俸給月額（この項において「新俸給」という。）が、改正前の俸給表に基づき平成28年3月分として支給された俸給月額を下回る場合は、平成28年4月分の俸給月額は、平成28年3月分として支給する俸給月額を超える直近上位の額（以下この項において「決定俸給」）とする。この場合、新俸給において、第5条の2第3項の規定に基づき2号給の定期昇給を行った場合の俸給月額と、決定俸給において、1号給の定期昇給を行った場合の俸給月額が同額となるまでの間は、第5条の2第3項の規定に関わらず、決定俸給の定期昇給は1号給とする。
- 5 平成28年度中に新規に採用された職員のうち、初任給が下表左欄の等号給に決定した職員の俸給月額は、上位の等号給への昇給又は給与改定により下表右欄の金額を超えるまで間は、第3条の規定に関わらず下表右欄の金額とおりとする。

特例適用等号給	俸給月額
1等級31号給	168,900円

付 則

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成29年度から適用し、平成28年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.8	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.9	12月10日

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 第8条に規定する役職手当及び第9条の2に規定する夜間業務手当の規定は、平成29年

4月1日から適用する。

- この規則による役職手当の増額（主任、グループ長、副グループ長、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員 各5,000円）及び直接処遇手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成30年度から適用し、平成29年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.85	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第9条の2及び第20条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による調整手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から適用する。

付 則

- この規則は、平成30年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は平成31年度から適用し、平成30年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.90	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.95	12月10日

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条第4項の規定は、平成31年3月31日付け退職者から適用する。

付 則

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 第19条第3項に規定する勤勉手当支給率は令和2年度から適用し、2019年度は次のとおりとする。

基準日	計算期間	支給率	支給日
6月1日	12月1日～5月31日	0.925	6月30日
12月1日	6月1日～11月30日	0.975	12月10日

- 第8条第1項の規定は、令和元年11月1日から適用する。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第20条の2第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

- この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 第18条第3項に規定する期末手当支給率は令和3年度から適用し、令和2年度は次のとお

りとする。

職員区分	基準日	計算期間	支給率	支給日
研 修 員	6月1日	12月1日～5月31日	0.825	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	0.825	12月10日
研修員以外 の常勤職員	6月1日	12月1日～5月31日	1.225	6月30日
	12月1日	6月1日～11月30日	1.325	12月10日

付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

## 社会福祉法人同仁会福祉職等俸給表

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級	9 等級
1		177,500	193,100	216,500	236,900	266,400	300,500	319,300	340,600
2		179,300	194,700	218,500	239,100	268,600	303,100	321,700	343,700
3		181,100	196,300	220,500	241,300	270,800	305,700	324,100	346,800
4		182,900	197,900	222,500	243,500	273,000	308,300	326,500	349,900
5		184,700	199,500	224,500	245,700	275,200	310,900	328,900	353,000
6	140,600	186,500	201,100	226,500	247,900	277,400	313,500	331,300	356,100
7	141,700	188,300	202,700	228,500	250,100	279,600	316,100	333,700	359,200
8	142,800	190,100	204,300	230,500	252,300	281,800	318,700	336,100	362,300
9	143,900	191,900	205,900	232,500	254,500	284,000	321,300	338,500	365,400
10	145,000	193,700	207,500	234,500	256,700	286,200	323,900	340,900	368,500
11	146,100	195,500	209,100	236,500	258,900	288,400	326,500	343,300	371,600
12	147,200	197,300	210,700	238,500	261,100	290,600	329,100	345,700	374,700
13	148,400	199,100	212,300	240,500	263,300	292,800	331,700	348,100	377,800
14	149,500	200,900	213,900	242,500	265,500	295,000	334,300	350,500	380,900
15	150,600	202,400	215,500	244,500	267,700	297,200	336,900	352,900	384,000
16	151,700	204,200	217,100	246,500	269,900	299,400	339,500	355,300	387,100
17	152,800	206,000	218,700	248,400	272,100	301,600	342,100	357,700	390,200
18	153,900	207,800	220,300	250,400	274,300	303,800	344,700	360,100	393,300
19	154,900	209,400	221,900	252,400	276,500	306,000	347,300	362,500	396,400
20	156,300	211,200	223,500	254,300	278,700	308,200	349,900	364,900	399,500
21	157,600	213,000	225,100	256,300	280,900	310,400	352,500	367,300	402,600
22	158,900	214,800	226,700	258,200	283,100	312,600	355,100	369,700	405,700
23	160,100	216,200	228,300	260,200	285,300	314,800	357,700	372,100	408,800
24	161,600	218,000	229,900	262,200	287,500	317,000	360,300	374,500	411,900
25	163,100	219,700	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	376,900	415,000
26	164,700	221,500	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	379,300	418,100
27	165,900	223,200	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	381,700	421,200
28	167,400	224,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	384,100	424,300
29	168,900	226,500	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	386,500	427,400
30	170,400	228,100	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	388,900	430,500
31	171,700	229,500	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	391,300	433,600
32	174,400	231,200	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	393,700	436,700
33	177,000	232,800	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	396,100	439,800
34	179,600	234,400	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	398,500	442,900
35	182,200	235,400	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	400,900	446,000
36	183,900	236,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	403,300	449,100
37	185,500	238,300	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	405,700	452,200
38	187,200	239,500	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	408,100	455,300
39	188,700	240,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	410,500	458,400
40	190,400	241,900	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	413,000	461,500
41	192,200	242,900	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	415,400	464,500
42	193,900	244,100	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	417,300	467,500
43	195,500	245,400	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	419,600	470,500
44	196,900	246,400	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	421,700	473,500
45	198,400	247,600	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	423,900	476,500
46	199,900	248,900	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	425,900	479,600
47	201,200	249,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	428,000	482,300
48	202,500	251,100	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	430,100	485,400
49	203,700	252,300	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	432,200	488,400
50	205,000	253,600	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	433,900	491,500
51	206,300	255,000	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	435,700	494,200
52	207,600	256,400	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	437,700	496,500
53	208,900	257,600	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	439,700	498,800
54	210,200	258,800	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	441,600	501,100
55	211,300	260,000	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	443,400	503,200
56	212,600	261,200	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	445,200	504,600
57	213,900	262,500	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	446,900	506,100
58	215,200	263,600	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	448,700	507,500
59	216,300	264,700	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	450,200	508,700
60	217,400	265,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	451,600	510,100
61	218,400	267,100	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	453,100	511,600
62	219,500	268,400	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	454,500	513,100
63	220,600	269,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	455,800	514,200
64	221,600	270,500	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	457,100	515,300
65	222,500	271,800	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	458,300	516,500
66	223,500	273,100	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	459,300	517,700
67	223,800	274,000	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	460,000	518,700
68	224,600	275,000	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	460,800	519,600
69	225,400	275,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	461,500	520,500
70	226,100	277,000	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	462,200	521,400
71	226,800	278,100	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	463,000	522,200
72	227,800	279,100	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	463,700	523,100
73	228,600	280,000	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	464,300	523,800
74	229,400	281,000	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	464,800	524,300
75	230,100	281,500	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	465,400	525,000
76	230,800	282,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	466,000	525,600
77	231,700	283,100	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	466,600	526,400
78	232,700	284,000	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	467,100	527,000
79	233,400	285,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	467,600	527,500
80	234,000	285,800	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	468,000	528,000
81	234,500	286,600	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	468,300	528,500
82	235,200	287,400	321,700	362,800	379,000	402,900	444,000	468,600	529,000
83	236,000	288,200	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	468,900	529,500
84	236,600	288,700	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	469,200	530,000
85	237,200	289,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	469,500	530,500
86	237,700	289,600	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200	469,800	531,000
87	238,400	289,800	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500	470,100	531,500
88	239,100	290,100	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	470,400	532,000
89	239,800	290,300	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	470,700	532,500
再任用	155,600	169,400	189,400	199,100	206,700	219,400	240,300	256,900	283,500

別表 2

## 社会福祉法人同仁会医療職俸給表(一)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
22	323,800	397,200	450,300	515,700	603,400
23	327,300	399,700	452,600	517,600	604,400
24	330,600	401,800	454,900	519,500	605,400
25	334,100	403,800	456,900	521,200	606,400
26	336,800	406,100	459,200	523,000	607,400
27	339,400	408,300	461,400	524,800	608,400
28	342,000	410,600	463,700	526,600	609,400
29	344,800	412,900	465,800	528,200	610,400
30	346,700	415,000	468,100	530,000	611,400
31	348,900	417,000	470,400	531,800	612,400
32	351,300	419,100	472,600	533,600	613,400
33	353,500	421,000	474,600	535,200	614,400
34	355,800	422,800	476,700	537,000	615,400
35	357,900	424,600	478,800	538,700	616,400
36	360,200	426,600	480,900	540,500	617,400
37	362,400	428,500	483,000	542,100	618,400
38	364,800	430,500	484,800	543,700	619,400
39	367,000	432,400	486,600	545,100	620,400
40	369,000	434,400	488,400	546,700	621,400
41	371,300	436,200	490,100	548,200	622,400
42	372,500	438,000	491,900	549,600	623,400
43	373,900	439,700	493,700	551,000	624,400
44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400
45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400
46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400
48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
54	386,300	458,800	510,200	561,900	635,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800	636,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	637,400
57	388,600	462,400	513,800	564,600	638,400
58	389,500	463,400	514,600	565,500	639,400
59	390,300	464,400	515,400	566,400	640,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100	641,400
61	391,600	466,200	517,100	568,000	642,400
62	392,100	466,900	517,900	568,900	643,400
63	392,500	467,600	518,800	569,800	644,400
64	393,000	468,300	519,600	570,700	645,400
65	393,300	469,000	520,500	571,600	646,400
66	393,600	469,700	521,400	572,500	647,400
67	393,900	470,400	522,100	573,400	648,400
68	394,200	471,000	523,000	574,300	649,400
69	394,500	471,300	523,900	575,200	650,400
70	394,800	472,000	524,700	576,100	651,400
71	395,100	472,700	525,600	577,000	652,400
72	395,400	473,400	526,500	577,900	653,400
73	395,700	473,800	527,300	578,800	654,400
74	396,000	474,400	528,200	579,700	655,400
75	396,300	475,100	529,100	580,600	656,400
76	396,600	475,800	529,800	581,500	657,400
77	396,900	476,200	530,600	582,400	658,400
78	397,200	476,800	531,500	583,300	659,400
79	397,500	477,400	532,400	584,200	660,400
80	397,800	477,900	533,300	585,100	661,400
81	398,100	478,500	534,100	586,000	662,400
82	398,400	479,000	535,000	586,900	663,400
83	398,700	479,500	535,900	587,800	664,400
84	399,000	480,000	536,800	588,700	665,400
85	399,300	480,400	537,600	589,600	666,400
86	399,600	481,000	538,500	590,500	667,400
87	399,900	481,400	539,400	591,400	668,400
88	400,200	481,900	540,300	592,300	669,400
89	400,500	482,400	541,100	593,200	670,400
再任用	269,000	290,200	317,400	353,900	403,900

別表 3

## 社会福祉法人同仁会医療職俸給表(二)

号級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	461,400
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	462,200
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	463,000
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	463,800
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	464,600
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	465,400
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	466,200
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	467,000
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	467,800
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	468,600
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	469,400
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	470,200
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	471,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,500	471,800
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,900	472,600
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,300	473,400
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,700	474,200
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	433,100	475,000
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,500	475,800
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	433,900	476,600
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	434,300	477,400
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	434,700	478,200
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	435,100	479,000
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	435,500	479,800
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	435,900	480,600
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	436,300	481,400
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	436,700	482,200
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	437,100	483,000
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	437,500	483,800
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	437,900	484,600
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	438,300	485,400
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	438,700	486,200
再任用	235,100	215,300	218,900	224,000	232,100	250,700	272,900